

社会福祉法人大津市社会福祉協議会役員等に対する報酬及び旅費に関する規程

平成 29 年 6 月 14 日制定

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 7 条及び第 10 条並びに第 25 条に規定に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、社会福祉法人大津市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）定款第 18 条に規定する理事及び監事をいい、評議員選任・解任委員、評議員と併せて役員等という。
- (2) 評議員選任・解任委員とは、定款第 7 条に規定する評議員選任・解任委員会の委員をいう。
- (3) 評議員とは、定款第 6 条に規定する者をいう。
- (4) 常勤の役員等とは、役員等のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤の役員以外をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号に定める報酬及びその他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 旅費とは、職務遂行に伴い発生する旅費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (8) 会議等とは、役員等が理事会、評議員会、監事会、評議員選任・解任委員会及び本会が主催する行事並びに他団体が主催する行事で旅費が支給されない行事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 本会は、役員等に職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び役員のうち大津市特別職の職員及び一般行政職の職員、並びに社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会の職員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 会長 報酬（月額）
- (2) 非常勤の役員等 報酬（日額）

(報酬額の基準)

第 4 条 会長の報酬は、月額 10 万円とし、会長としての職務（理事としての職務を含む。）に従事した報酬として支給する。

2 前項の場合、会長が月途中に就任した場合は、その月の就任日から末日までの日数を暦

日で除した数に報酬月額を乗じた額を支給し、月途中で退任(死亡による退任も含む。)した場合は、その月の初日から退任日までの日数を暦日で除した数に報酬月額を乗じた額を支給する。

3 非常勤の役員等に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(旅費の支給)

第5条 本会は、役員等がその職務の執行にあたって会議等に出席した場合は、社会福祉法人大津市社会福祉協議会旅費規程に基づき旅費を支給する。但し、本会の役員等のうち大津市特別職の職員及び一般行政職の職員、並びに社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会の職員は、この限りでない。

2 前項の規定により支給する旅費の支給方法については、本会職員の旅費規程の例による。

(報酬等の支給日)

第6条 会長に支給する報酬は、職員に対する給与の支給に準じて月1回支給するものとする。

2 第1項の支給方法は、大津市社会福祉協議会の職員の例による。

3 非常勤役員等の報酬等は、必要に応じて随時会長が支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年6月14日から施行し、平成29年6月1日から適用するとともに、「社会福祉法人大津市社会福祉協議会役員等に対する報酬及び費用弁償に関する規程」は、平成29年5月31日をもって廃止する。

別表第1（第4条第3項関係） 非常勤役員等に対する報酬

	報酬（日額）
理事	4,000円
監事	4,000円
評議員	4,000円
評議員 選任・解 任委員	4,000円